

川越市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則（案）の概要について

令和4年11月1日
総務部職員課

1 趣旨

川越市の職員を「地方税共同機構」に派遣することにより、同機構の運営体制の強化を図り、地方税の納税義務者の利便の向上に寄与しようとするものです。

※ 地方税共同機構とは…地方税法の規定に基づき、川越市などの地方団体が共同で運営している法人です。この地方税共同機構は、eLTAX（地方税ポータルシステム）や自動車 OSS（自動車保有関係手続のワンストップサービス）システムの管理運営、地方税に関する教育・研修や調査研究、広報その他の啓発活動等の業務を行っています。

2 改正の内容

川越市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則第2条を次のように改正します（同規則の下線部分を追加するものです。）。

○川越市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則（抜粋）
（派遣団体等）

第二条 派遣条例第二条第一項及び処遇特例条例第二条第一項に規定する規則で定める団体は、次のとおりとする。

- 一 公益社団法人川越市シルバー人材センター
- 二 公益社団法人小江戸川越観光協会
- 三 公益財団法人川越市施設管理公社
- 四 社会福祉法人川越市社会福祉協議会
- 五 地方税共同機構

3 施行期日

公布の日